

1. 概要：
 - ・初参加4名を含む総勢11名で「<モノを所有する>とはどういう意味か？」という問いを掲げて、主に、所有とはどういうことか、私達にとって所有とはどういう意味か、について対話し考えた。
2. 対話：
 - (0) 問いの提起
 - ・進行役から「モノを所有せずに使用できるサブスクリプションビジネスが人気となる中で、改めて所有を考えたい」と説明。手始めに対象のモノをパソコンやバッグとして、「<モノを所有する>とはどういうことか？」という問いを提起し、対話を始めた。
 - (1) 所有しているからこそできることは何か？
 - A：壊す。B：売る。C：あげる(贈与する)。D：廃棄する。E：持ち続ける。あるいは、独占的に使用する。
 - F：ラベリングを貼る。G：他者へ貸し出す。H：愛着を持つ。
 - (2) 所有とはどういうことか？
 - ・所有するモノに対しては、その所有者が自由に何でもできる権利がある。
 - ・借りたモノには所有者が設定した使用ルールがあるが、所有するモノでも自分で何かルールを設定するので、あまり変わりはない。
 - ・リサイクルをしようとするときに気付くが、モノに所有者個人の思い出や記憶が刻印されて残っている。→中古のゲームソフト等には前の所有者のセーブデータが残ることがあり、前の所有者個人のラベリングが貼られている。
 - ・所有するモノは、他に抱える借金の形(カタ)に取られることがある。
 - ・今までの話では、大きく3つの観点がある。1) 法律的な観点、2) 倫理的な観点、3) 愛着の観点。
 - 進行役からは「私達にとって所有はどういう意味か」を考えたいので、今後は3) 愛着に注目してみたいと提案して進めた。
 - (3) 私達にとって所有とはどういう意味か？その1
 - ・所有しているから不自由を感じることもある。例えば、田舎で土地(持ち家)を所有しているが、いずれは帰らないといけない義務のような感覚を抱いてしまい簡単には処分できない。一方、借家の場合は、大家(所有者)が修繕のケアをしてくれたり簡単に引っ越しができたりするので、自由を感じる。
 - モノ(土地)を所有する際に自由か否かは、法律的観点から他者から制約を受けないという意味である。
 - 一方で、所有するモノに対して自分が設定したルールは自分で決めたのだから、後で変更ができる。
 - ・賃借はモノの貸し借りで、持ち主が管理責任を負う。そのためその所有物に起因して他者に何かの危害が加わった場合は、所有者がその賠償責任を負うことになる。
 - ・現在は音楽をサブスクで聴いているが、昔はCDからMDへ録音して(CDを所有せずに借りる形態)音楽を聴いていた。MDはもう古いが、(借りたモノでも)私にとってはゴミではない。
 - MDの作成過程で自分が費やした時間・労力が付帯して、固有の思い出が貼られているからではないか。
 - (4) 所有物には名付けができる
 - ・借りたモノには書き込みはできない。一方で、所有することによって(ペットやノートに)名前を付けることができる。名付けは刻印と同じで、書き込むことで他のモノと区別できる。
 - ・自分で名前を付けるという行為は人間だけではない。犬は電柱に小便をかけて自分の縄張りを示すが、これをマーキングと言う。だからマーキングしたい心情は人間だけではない。
 - ・モノに対する個人の思いは、それが所有物か借用物かあまり変わらない。
 - 借りる方法に依存しないか。近親者や知り合いから借りたのなら、それによってしげらみや思い入れができるが、それは所有か借用かとは無関係である。
 - (5) 私達にとって所有とはどういう意味か？その2
 - ・ローンの支払い途中では、半分は自分の所有、半分は他者の所有という状態がある。公共霊園では自分が個人所有する墓が公共霊園の一部にある。個人の所有物は他者(公共)の所有物の一部にある。
 - 共同所有に関する法律がある。特殊なモノに対しては特殊な所有の形態がある。
 - ・借りたモノには(法律的な)所定の規則が使用細則のように付帯するので気を遣う必要があるが、所有するモノにはそういう規則がないので、気を遣わない分だけ気持ちが楽であるということはないか？
 - ・そう思う。借用物の取扱いにはその規則に気を遣うが、所有物は(それが無いから)気持ちが楽である。
 - ・いや思わない。隣家(所有者)のペットをしばらく引き取って面倒を見た経験がある。隣家の代わりにその死を看取ったが、自分が所有しているか借りているかという感覚はそこにはなく、(借りてきたモノであったが)そのペットへの思いは強かった。
 - ・所有物は愛着が湧いて、そのモノの最後まで責任を負わないといけないと考えて、気持ちが楽ではないという側面もありそう。
 - ・借りたモノであっても、それに気を遣う場合とそうでない場合の両方のケースがある。友人の結婚式のためにバックを借りた場合は、ハレの場で使う訳だから後で使う人のことも考えて大事に扱うし、愛着も出てくる。一方、バーベキュー用具のようなモノを借りた場合は、あまり気を遣わないし、思い入れもなく気持ちは楽である。
 - ・これまでの対話を聴いてきて、そのモノに対して愛着や思い入れを持つか、その取り扱いに気を遣わずに楽かどうかは、それを所有しているか借りているかとは無関係であると思う。
 - (6) 対話中に上記以外の問い
 - ・自分は誰のモノか。誰のモノでもないと思う。
 - これは腰を据えて本当に考えたい問いであり、「自分の体は自分の所有物か」、「自分は自分の子供を所有しているか」等の問いに繋がるが、この対話では時間の関係から取り上げないことにする。
 - 人が所有できるモノは物だけである。人は、その関係性に優劣がなく、人が所有できる対象ではない。一方、使用権があり、人が他者に命じて何か行為をさせ、他者に間接的に影響を与えることはできる。
 - ・私がこの場に出す質問は誰のモノか。私だけの所有物と言えるのか。
3. まとめ
 - ・私達が対象へ抱く愛着の有無はその対象を所有しているか否かとは無関係のようである。さらに、対象と私達の間に所有関係の構造そのものを考えてみたかったが、ここで時間切れとなった。参加者それぞれによる再考に委ねたい。

次回 MTG までに、対話の振り返りチャートに評価数値を記載願います；

(振り返りにあたり、例会出席スタッフは以下の「指標」への数値を議事録に書き込む)

	楠本	島崎	野田	堀越
a: 安心して対話できたか (ケア的思考)	4	4	4	
b: 他者・場の考えに向き合うことができたか	4	4	4	
c: 感じたことを話せたか	4	3	4	
d: 考えたいことを話せたか	3	4	4	
e: 考えなくてはいけないことに向き合えたか	3	3	3	
f: 自分の考えが変わったか(批判的思考)	3	2	4	
g: 考えを深めることができたか(真理の探究)	3	3	3	
h: 身近な所(生活)や大局(人生)に持ち帰れるような対話になったか	4	2	4	
i: 意外な考えに出会ったか (創造的思考)	4	4	4	
j: 楽しく自由に話をできたか	4	4	4	

(参考) ※昨年の合宿で合意した短期目標の振り返り指標を反映 * : i 項はさらに追記

* 「指標」5 項目 (各項に 1~5 段階で数値化) ※指標は暫定、MTG にて精査

- a: 安心して対話できたか (ケア的思考)
- b: 他者・場の考えに向き合うことができたか
- c: 感じたことを話せたか
- d: 考えたいことを話せたか
- e: 考えなくてはいけないことに向き合えたか
- f: 自分の考えが変わったか(批判的思考)
- g: 考えを深めることができたか(真理の探究)
- h: 身近な所(生活)や大局(人生)に持ち帰れるような対話になったか
- i: 意外な考えに出会ったか (創造的思考)
- j: 楽しく自由に対話できたか (総合)

特に気になった対話があれば：

チキショーは、不快というよりも人間味が出ておかしかった。 野田
深掘りしたい所有の意味 (所有者と所有物との関係性) というのが、例えば所有者は所有物に対して何をしてよい (ただし、動物を除く、また、公共の福祉に反しない限り) ということであれば、これは法律 (法学) の話 (所有権) であって、心情の話ではない。楠本さんの音楽テープだけに名前を書き込む、篠原さんのバッグに対するこだわり、というのも私には所有者と所有物の関係性に見えるが、こちらは心情の話。あのメンツで法律の話をするのは難しいと考える。原さんを除いて法律の話はできていなかった。また、今回私は近代的所有権の wikipedia の記事を事前に見たが、内容が高度であり、近代的所有権の特徴について予備知識なしに考えるのはかなり難しいと考えた。 野田

- ・『複数挙手があった場合は、①直前の意見に対する質問か、②別の意見かを指名前に確認する』について、①には、
 - a. 「ただ聞き取れなかった」「理解できなかったから再度説明してほしい」といった、直前の発言のリポートを求めたい場合
 - b. 直前の発言内容を受けて質問することで、話を展開させたい場合の 2 パターンがある。今回の例会で、①だからと先に発言権を得た人が、直前の発言者に発言内容について質問し、かつ自分の意見を述べるという b. のパターンがあり、他の挙手者に不公平だったのではないか、気になった。(島崎)